

第十回 参議院法務委員会會議録第九号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)午後二時三十四分開会

本日の会議に付した事件

○不動産登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(宮城タマヨ君) 只今より委員会を開きます。本日は先ず不動産登記法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のおありの方は御発言をお願いします。……別に御発言もございませんようでございますから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(宮城タマヨ君) 御異議ないと認めてこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。……別に御発言もないようでございますから討論は終局したものと認めて採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(宮城タマヨ君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第一百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告

することとして御承認願うことに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(宮城タマヨ君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

棚橋 小虎 須藤 五郎
左藤 義詮 長谷山行毅
岡部 常 一松 定吉

○理事(宮城タマヨ君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後二時三十八分散会
出席者は左の通り

理事 宮城タマヨ君
委員 左藤 義詮君
長谷山行毅君
棚橋 小虎君
岡部 常君
一松 定吉君
須藤 五郎君

政府委員

法務府民
事局長 村上 朝一君

事務局側

常任委員 長谷川 宏君
会専門員

三月二十四日本委員会に左の事件を付

託された

一 宮城県角田町に簡易裁判所設置の請願(第一四二五号)

第一四二五号 昭和二十六年三月十六日受理

宮城県角田町に簡易裁判所設置の請願 請願者 宮城県伊具郡角田町長

紹介議員 佐藤聰平
愛知揆一君 高橋進太郎君

新憲法に基き、裁判所の機構も改革され、全国各地に下級裁判所として簡易裁判所の設置を見たのであるが、宮城県には、県北地方に七箇所設置されたにもかかわらず、県南地方には僅かに柴田郡大河原町に一箇所設置されたのみである。従つて県南地方である伊具郡地方から、交通不便な柴田郡大河原町の簡易裁判所に行くためには、終日を要する状態で、伊具郡村民は少なからぬ迷惑をこうむつてゐる現状であるから、伊具郡の中心地である角田町に簡易裁判所を設置せられたいとの請願。

昭和二十六年四月九日印刷

昭和二十六年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所